

2019年3月14日

定款案に対する各クラブからの質問及び意見
(パブリックコメント) に対する回答

ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区
各クラブ会長 殿

ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区
ガバナー 今井 文彦

組織連携・法人化推進委員会
委員長 L 池田 和司

前略 2018年12月19日に各クラブに対してお願いをさせていただきました
330-A 地区法人化における定款案に関し、2019年2月28日現在、128クラ
ブからご回答を賜りました。ご回答ありがとうございました。

ご回答をいただいたクラブのうち、28クラブから貴重なご意見又はご質問を
賜りました。そのうち、形式的な字句修正などのご指摘を除き、よくある質問
を別紙1のとおりまとめましたので、各クラブの皆様におかれまして、法人化
の理解を深める一助としていただければ幸いです。

また、各クラブからのご意見又はご質問とそれに対する回答の一覧は、別紙
2のとおりでございますので、ご一読賜わりたく、お願い申し上げます。

(別紙一覧)

別紙1 よくある質問と回答

別紙2 各クラブからのご意見又はご質問に対する回答

草々

よくある質問と回答

(法人化の対象)

一般社団法人は、330-A地区の何を法人化するのか。

法人化の対象は、330-A 地区キャビネット事務局と国際協会の会則・附則並びに複合地区会則に違反しない範囲内の 330-A 地区の業務です。

なお、法人を設立しても、これまでの国際協会 330-A 地区は存続し、その業務範囲が大きく変わることは想定していません。

(法人化と地区会費への影響)

一般社団法人化して不動産を購入することにより各クラブへの地区会費は、いついくら下がるのか。

法人化によって新法人が不動産を取得しても、そのことのみによって自動的に会費値下げが発生するものではございません。

地区会費の値下げ問題は、年次大会と法人の社員総会の決議が必要と考えております。

(不動産の所有のメリット)

不動産を取得するとなるとその対価が発生することになるので、家賃相当額（月額約 3 2 万 5 0 0 0 円）が軽減されることにはならないのではないかと。

合併による取得であるため、不動産取得に関して対価は発生しません。

家賃相当額が軽減される一方で法人であることに伴う税務処理などのコストの発生は見込まれますが、家賃相当額の支払を超えることは無いと見込んでおります。

(不動産取得のための支援会との合併)

- 1 預り預託金として計上されている金銭については、どのように取り扱われるのか。
- 2 愛の泉からの借入金はどのように扱われるのか。

- 1 預り預託金も引き続き、負債として計上をします。

個人からの預託金については、既に返金を実施しております。ただし、数名のメンバーに関しては返金手続の実施未了です。

クラブからの預託金については、クラブが解散したことを要件として返金をする約束となっています。したがって、クラブが解散となった場合に返金をいたします。なお、クラブの解散に先だって返金をすることができるかどうかは、法人に返金の原資があることを前提として、将来に渡って議論をしていくものと考えております。
- 2 愛の泉基金は、2018年の年次大会分科会の要請を受け入れて、昨年、一般社団法人 330A 地区支援会から 330-A 地区に対して全額返済しております。

(330-A 地区および法人ならびに社員との関係)

各クラブが社員になることを想定しているが、法人に入社しない場合には、各クラブはどのように扱われるのか。

ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区と法人とは、理論上は別組織であり両立するものです。入社申込みをしないクラブは、法人の社員になれませんが、これまでどおり、ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区に所属するクラブであることには変わりありません。

現実的には入社しないクラブは、法人主催の事業に参加できませんので、ご不便かと思えますし、入社したことによる各クラブは特別のデメリットは生じませんので、全クラブの参加を希望いたします。

(支援会との合併に際しての各クラブの費用負担)

(意見又は質問)

社員たる 330-A 地区の各クラブにはどのような負担が生ずるのか。

合併によって、各クラブに負担が生じることはございません。

(法人の社員総会)

(意見又は質問)

一般社団法人第 36 条第 1 項には、「定時社員総会は、毎業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。」とされているが、社員総会と年次大会やキャビネット会議との関係はどのようになるのか。

- 1 法人化が現実しても、これまでの年次大会やキャビネット会議は存続し、これまでどおり開催する予定です。
- 2 ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区と法人の社員総会や理事会とは別物であり、法人は一般法人法の規定と定款の規定に従って、業務執行を行うこととなります。年次大会と社員総会が同時開催されるか否かは、双方タイミングの問題と経済性（費用）の問題とのからみで決めて参ります。

(役員)

一般法人の役員については、330-A 地区のガバナーなどが選任されることを想定しているが、定款上それが担保されていないと思われるがどうか。

一般法人の社員（基本的に各クラブが社員となる）が了解をした組織規程を設けた上で、代表理事にガバナーが選任されるよう定める予定です。

(役員報酬)

役員については、原則として無報酬であるものの、例外的に報酬を得ることができるとされている。例外的な場合とはどのような場面を想定しているのか。

役員の報酬は、無報酬であることを想定しています。将来的に報酬が発生の余地が残されていることを示したものです。

(会計税務処理)

法人化すると会計処理の厳格化が求められ、権利能力なき社団（任意団体）としてこれまでどおりの柔軟な会計処理ができなくなるのではないかと。税務に関連して課税がなされるおそれがあるのではないかと。

法人として透明性をもって会計処理や税務処理をすることにより、第三者からみたライオンズクラブの信用力が増すものと考えております。もちろん、不必要に課税がなされないように留意する必要があると思っております。

(法人の運営)

キャビネット事務局の家賃負担が月額 30 万程度下がったとしても、法人を維持するための人件費や法務局等に支払う登記費用も含めてトータルに下がるのかどうか。

法人の運営に関しては、ガバナーの了解の下に法人運営委員会を設けて、そのメンバーが事務作業に当たり、極力人件費の負担はないようにしたいと考えております。

各クラブからのご意見又はご質問に対する回答

1 第1R 第1Z 東京LC 会長 L 清藤太郎

(意見又は質問)

330-A 地区法人化そのものについて異論を唱えるわけではありませんが、以下の点について、ご質問させていただきたく存じます。

1. キャビネット事務局経費（家賃）について、「支援会に現在 45 万円の家賃を支払っているが、将来新法人と支援会を合併させることにより、新法人に区分所有権が移転すれば、家賃支払義務がなくなり、月額 12.5 万円の固定資産税等のみ支払うことになるため、メンバーの年会費軽減と成る」という趣旨の説明がなされているが、
 - ① 支援会との合併により家賃が減額となる理由が分からない。支援会との関係や家賃支払の仕組み等の詳細について説明していただきたい。
 - ② 家賃が減額された場合、その差額（45 万円－12.5 万円＝32.5 万円）はどのように処理されるのかが分からない。その差額が区分所有権を取得するための分割返済代金に充てられるのであれば、経費削減につながるものとは言い難く、支払名目が家賃から借入金返済に変更されるだけとの説明をすべきことになるのではないか。
 - ③ 区分所有権取得のための月々の分割返済金は、上記の家賃減額分のみで支払っていくことができる金額なのか。家賃減額分だけでは支払っていくことができない場合、その足りない部分はどのようにして支払われるのか。メンバーの年会費から支払われるのであれば、「メンバーの年会費軽減と成る」との説明は成り立たないのではないか。
 - ④ 区分所有権を取得した場合には、減価償却が発生するのではないか。
2. 第 6 条 3 項ではキャビネット役員等が個人社員となり正会員とすると規定されており、第 8 条では正会員は会費規定による会費支払いの義務を負うと規定されている。これら規定を前提とした場合、個人社員はクラブ会費と法人会費を重複して支払うことになるようにも思われるが、この点について、会費規定により一定の場合に個人

社員の法人会費を免除する等の対応が取られることは想定されているのか。

3. 第 29 条では「役員は原則として無報酬とする。ただし、報酬規程により、その職務執行の対価として報酬を支給することができる」との規程がなされているが、同上但書により例外的に報酬が支給される場合とは、どのような場合が想定されているのか。報酬規程についても、今回の定款案と同様、事前に規程案を開示等していただけるのか。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(回答)

1. 現在 330-A 地区キャビネット事務局は、支援会に家賃月額 45 万円を支払っている。キャビネット事務局が法人となって支援会が吸収合併されると、支援会所有の不動産が新法人に移転するので、その時点で不動産賃貸借契約関係は消滅し、家賃支払義務も無くなるからです。差額の 12.5 万円は家賃ではなく、固定資産税や管理費たる経費がかかるというものです。
合併による不動産取得の場合、不動産取得のための取得代金は法律上発生しません。
取得後に減価償却は発生すると思います。
2. 正しいご指摘を感謝致します。
個人会員は会費を支払わないよう定款を変更いたします。
3. 報酬に関し、現在具体案はございません。

2 第 1R 第 1Z 東京千代田 LC 会長 L 石丸真二

(意見又は質問)

第1 結論

法人化に反対します。

第2 理由

次にあげる問題点等が十分に議論尽くされていないからです。

1. 各ライオンズクラブが社員となるとされているところ、自然人でも法人でもない者が社員となることが法律上許されているとしても、現実的ではありません。

各ライオンズクラブが任意の団体である以上、社員自体の意思決定方法、権利の行使等の決定方法が不明瞭であるからです。

2. 法人化された場合に、行政官庁への報告義務はないとしても、その活動に関する経理上の報告、開示等が必要となり、ガラス張りにしなければなりません。また、納税義務が生じる可能性もあり、納税団体としての資料整備が必要となり、申告の際には、税理士に依頼する費用等もかかります。一度納税団体となれば、税理士費用は毎年かかることとなります。この点のコストの問題等は全く議論されておりません。
3. ライオンズクラブは、会員の自発的寄付等に支えられて活動しておりますが、金銭の移動等は、ライオンズクラブ独特の解釈で判断されております。しかし、一般社団法人として法人化された場合には、金銭の移動につき、これまでの判断が維持できない可能性が出てきます。そして何よりも納税団体となった場合には、これまで課税されていなかった金銭の移動につき、課税される場合が出てくる可能性もあります。贈与税による課税等がその典型となります。法人化されていないからこそ、これまである程度柔軟な措置ができたと考えられます。法人化されれば、薬物乱用防止パレードの際の会計処理のような柔軟な措置はとれないものと思われれます。
4. 330-A 地区だけが法人化しても全国組織で法人化を行わないとあまり意味がないとも思われれます。ライオンズのこれまでの歴史の中でライオンズクラブが法人化されていないという事実は、法人化につきデメリットが大きいということを裏付けております。ごく数年前に法人化につきデメリットがあるからこそ、ライオンズクラブの法人化ではなく支援会を法人化する手段がとられた筈です。にもかかわらず、デメリットに関する議論があまりなされないまま、法人化への手続が進んでいることには、疑問を感じます。

(回答)

1. ライオンズクラブは、国際協会によって正式に認証された組織です。そのライオンズクラブは、自主独立で、民主的にクラブ運営がなされていると確信しております。その意味で、各クラブが法人の社員となったとしても、クラブの自主性には何の影響もおよぼしません。
2. 現キャビネットが経理上ガラス張りであることはご承知の通りであり、法人になるか否かとは関係がございません。税務申告が必要となった場合に税理士費用などが発生するのはやむを得ないことと思えます。
3. 不必要な課税がされないように十分に留意して参りたいと思えます。

4. 法人化によるデメリットは、今のところ、法人業務執行の為の事務量が增加することだと思います。

3 第 1R 第 2Z 東京ピース LC 会長 L 荻野邦子

(意見又は質問)

11 条 2 項「当法人の名誉を傷つける」云々よりも、「国際協会の活動方針に反する行動をしたとき」としたほうがフラットになるのではないか？

13 条 3 項 運用を考慮した項文であると思われるが、公的活動団体としてダイバーシティの考え方と反するのではないか？

14 条 7 項 この内容については留意していくべき

24 条 1 項 監事が客観的外部から任命されない件はガバナンス上大丈夫か？

(回答)

1. ご指摘の「活動指針に反する行動」の概念では抽象的で広すぎます。
2. クラブ社員は、現実的には 1 人（会長と思われます。）で会議に参加しています。その人はクラブの代表者です。
議決の際に 1 人の人間が 1 票をこちらに、他の 1 票を別の方に投票する（議決権の不統一行使）のは、不自然でややこしいと思われます。
3. ライオンズの仲間は、信頼の上に立っておりますので外部でなくても心配ございません。

4 第 1R 第 3Z 東京蒼天 LC 会長 L 青木禎斉

(意見又は質問)

(役員報酬等)についてですが『原則として無報酬』というのは、あいまいな表記だと考えます。

別途報酬規程により費用の支払いを定めるならば、その規定も含めて内容の確認が必要です。

(回答)

1. 役員の報酬は、基本原則として無報酬です。
将来的には検討の余地が残されていることを示したものです。

5 第2R第1Z 東京浜町LC 会長L長野幸雄

(意見又は質問)

当クラブメンバー全員による意見集約が現在未だ出来ておりませんので、今回の回答書につきましては「保留」(未回答)とさせていただきます。

1. 一メンバーより「除名」の文言より「退会を勧告する」ような文言が良いのでは。
(理由:同じ目的をもったライオンです。)
2. 某メンバーより、48条について短期の借入金でも理事会の承認を得ることが望ましい。
(理由:一枚社団の債務は各クラブの負担となると予想されるので理事会の承認を受けておきたい。)
3. 49条 別途経理規程なども見てみたい。

(回答)

1. 除名を変更し、「認証状の取消」に変更します。
2. 短期の借入は、1種の業務であるから、当然理事会の承認決定が無ければできません。
3. 経理規定は未だ作成されていません。

6 第2R第1Z 東京メディカルLC 幹事L小林真理子

(意見又は質問)

現在、私たちのクラブは月1回の理事会・例会の為、直接会長に会えるのは月に1回です。メール添付で送信しておりますが返信がない為、幹事が回答いたします。

今回の内容は会長一人が確認すれば良い内容ではなく、メンバー全員に説明の必要があると思います。

私が文面を読んだ限りの疑問点・不明点を書き出します。

- ① P2. 第3章、第6条 2「第7条の規定により入会した・・・」が2回と「・・・正会員とする」とありますがこれらは「入社」「正社員」ではないのか?他にも会員とか入会という表現があるがそれが正しいのか?
- ② P5. 第21条、3行目「正社員の全員が」とありますが、一人でも不同意の場合はダメという事ですね。
- ③ 第5章24条「個人社員であった者」?というのは?その期において社員でない?

④ 新法人と支援会を合併させる事によって、節約できる家賃についても合併に伴う諸々の問題も踏まえて、納得の出来る説明が必要と思う。

(回答)

1. 定款、第6条2項、3項の入会は「入社」に変更します。
また、定款第21条「正社員の全員が」はその通りです。
2. 第24条の「個人社員であった者」は、当該期では前個人社員だった人を指します。

7 第2R2Z 東京晴海 LC 会長 L 知野秀雄

(意見又は質問)

未だクラブ内の総意得られず。時間が全くたりない状況です。いろいろごくろう様です。結果結論出ていません。問題点はA4紙4枚分ありますが、問題点の解決方法を研究中。

(回答)

問題点の指摘に加えて、その解決策をご検討いただけるとのこと、大変ありがたく存じます。

8 第3R第1Z 東京新橋 LC 会長 L 庄司 芳樹

(意見又は質問)

1) 設立の方法・時期

■法人化設立に向けて各クラブの賛同を頂くことになると思いますが、全クラブの同意のもと、実行するのでしょうか。あるいは、賛同クラブだけでスタートするのでしょうか。今後のスケジュールが知りたい。

2) 財務【出資金（預り預託金）への対応等】

■支援会を合併することになると思いますが、こちらの貸借対照表に記載されている資産91,000千円（建物46,720,900円、土地44,949,100円）と負債、預り預託金として計上されている83,000千円、これに関係している愛の泉、あるいは地区の一部クラブ、メンバー等への取り扱い、処分方法についての丁寧な説明を求めます。

■定款案48条で処分又は譲受けにおいて社員総会の特別決議を要すると規定する「重要な財産」に上記のものが入ると考えていいのか。長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受けについて、社員総会の特別決議を要するとすることは、手続が重すぎて法人の機動的な運営を阻害するおそれが生じないか。普通決議で十分でないか。

■キャビネットで各クラブに対し物品の頒布を行っているが、これが法人税法上収益事業とされ課税対象となる「物品販売業」（法人税法施行令5条1項1号）に該当するおそれはないか。法人税法基本通達15-1-9（注）3で物品販売業に該当しないとされている「公益法人等がその会員等に対して有償で物品の頒布を行っている場合であっても、当該物品の頒布が当該物品の用途、頒布価額等からみて専ら会員等からその事業規模等に応じて会費を徴収する手段として行われているものであると認められるときは、当該物品の頒布は、物品販売業に該当しない。」に該当することの確認はきちんとなされているか。

その他、税務上、法人化により思わぬ課税がされないよう確認がきちんとなされているか。

3) 運営

■設立した場合の運営は理事が行うことになるでしょうが、地区運営はキャビネットが行っており、諸々の決議事項は年次大会（代議員会）やキャビネット会議で決めている。今後、法人化された組織の運営はこれに基づくものであるか。地区の決定事項をこの組織で勝手に変更したり、決議したりしないようなルールを明確化すべきとともに多くのメンバーに開かれた（判り易い）運営を希望するため、以下の事を考え頂きたい。

理事の人員が少な過ぎると思われる。

一部の上部役員だけが理事では、社員（クラブ）の意見を吸い上げる所が無いように思われるので、理事を各リジョンから選出すべきではないか。

但し、RCをこの役職にするのは疑問が残る。現状のRC選出はリジョンごとに違う部分もあり、その選出方法に影響が出るのでRCに依存せず、各リジョンで決めたらよい。結果、あるリジョンはRCが理事になるというのであれば、それはそれでよいのかと思う。あくまでリジョンごとに選出。

■法人の定款で定めがない準地区の会則、代議員会、キャビネット会議の組織やガバナー等の選挙についてどのような法的な位置付けになるのか明確にしてほしい。また、会則やこれらの機関の決議、選挙結果と法定の機関である理事会や社員総会がこれと齟齬を生じる決定をすることがありうるがその場合どのようにして調整するのか、定款上何らかの位置付けをして置く必要があると考えるがいかがか。

■目的第3条で法人の目的として「当準地区の活動方針を決定」とあるが、準地区会則上の機関で無い当法人の理事会や社員総会が「当準地区

の活動方針を決定」する国際会則に基づく代議員会やキャビネット会議と独立して準地区の活動方針を決定することができることになりかねないのではないかと懸念が残る。

■理事、監事の選任についての内規を明らかにすべきでないか。理事の選任とキャビネット役員の就任時期について、定時社員総会の開催時期によってずれが生じることになるがどのように考えているか。

■準地区会則と法人定款の間の整合性について、更に検討を要するのではないか。定款案13条3項では、社員総会におけるクラブの議決権の不統一行使が認められないこととされているが、社員総会を事実上準地区の代議員会と同時並行で開く運用となることが想定されるが、各クラブの代議員はクラブごとに統一して議決権を行使しなければならないとされており、クラブ内で賛否が分かれる議案において、議決権の不統一行使を認めないとクラブの円滑な運営等に支障が生じるおそれがある（各クラブの理事会でクラブの議決権行使をめぐる大変な対立が生じ亀裂が生じる可能性がある）。

■法人設立に当たって準地区会則の改正を予定しているのであれば、準地区会則の改正案も示すべきと考える。

■一般社団・財団法人法上社員総会の議決事項は、法定事項と定款で定める事項に限定されるが、通常の一般社団法人とことなり社員総会で議決するのが相当な案件が生じることが想定される。地区大会では国際会則上あらゆる事項について決議が許されているのに、理事会設置一般社団法人である当法人において社員総会では決議事項が限定されており国際会則と齟齬が生じていることにならないか。社員総会の権限として14条10号を修正し、全各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項その他等法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項が議決できると修正する必要があるのではないか。

■定款31条1項について、業務執行理事の報酬が原則として無償であることが想定される（定款29条1項）ところ、法令でさだめる最低責任限度額がゼロであることが想定され、結局理事会限りで理事の善意無重過失による任務懈怠責任について、実質的に理事の任務懈怠責任を全額免除することが可能となり、モラルハザードを生じさせ、コンプライアンス上問題でないか。別途定款で例えば30万円あるいは法令で定める最低限度額のいずれか高い額を限度として理事会決議で任務懈怠責任を免除することができるなどの規定に修正すべきでないか。

4) まとめ

当クラブのみでも、以上の様な不明瞭な部分があり、地区内199のクラブにおいても同様な事が予想されます。

従って、結論を急がず慎重審議を継続し、早急な法人格取得にこだわらない事を願う。

(回答)

1. 全クラブの同意を頂きたい。最大限の努力をいたします。
2. 合併の時期までに税理士などの専門家の意見を聞きながら、すすめます。
3. この部分も専門家の見解を得て、執行したいと考えています。
4. 収益事業は、課税対象となるでしょう。
ただし、不必要な課税とならぬよう充分検討します。
5. 組織の運営については、地区運営とバッティングすることのないよう注意すべきであります。
理事の人員については、多すぎても迅速性・機動力からみて問題があると思います。いずれにしても理事の業務執行は重要であり、民主的であるよう注意すべきです。
6. 準地区の会則・代議員会・キャビネット会議は、元来330-A地区固有のものであり、法人の方から何かを申し上げるべきではないと思います。
7. 定款3条(目的)の当準地区の活動方針を決定といっても、勝手に決定することではなく、その前提には「連絡・情報交換・融和協調」を図った上でのことである点に注意を払う必要がございます。
8. 理事・幹事の選任については、役員規程を作ります。
9. 各クラブは、クラブ内において、各種の意見があつてよいし、議論があつてよいと思うが、クラブ外部に意思を発表するときは、ロバート議事規則に従って多数決原理により統一見解を発表すべきであります。これが民主主義の原則です。
10. 定款第14条(10)の規定は、相当広範囲な事項を決議できますので、現案の運営上、不都合はないと思われます。
11. 法令で定める最低責任限度数がゼロであることは想定できません。

9 第3R第1Z 東京芝LC 会長L福田守弘

(意見又は質問)

(国際会規則第8条第1項により国際協会から認証された330-A地区に所属する各クラブの法的地位の確認)

当該定款第6条第2項・第7条によると一般社団法人ライオンズクラブ国際協会 330-地区(当法人)の社員になるには、入会申込書より申し込んで、社員総会の承認を得なければならないと規定されている。

それでは、

- ①入会申し込みをしないクラブ
- ②社員総会の承認が得られないクラブ

は、国際協会から認証されたクラブなのに当法人の社員ではないという事態が想定されるが、このようなクラブの法的地位は一体どうなるのか。

まさか解散と同様な状態になったり、また、ライオンズクラブとしての権利義務が一切執行するとは到底考えられないが、国際会則と当法人の定款の関係を法的にどう理解すればよいのか？

すなわち、ライオンズクラブ国際協会と当法人の法的関係はどうなるのか？

以上、ご回答ください。

(回答)

1. 入社申し込みをしないクラブ或いは社員総会の承認が得られないクラブは、残念ですが、法人の社員になれません。このクラブはこれまで通り、330-A 地区に所属するクラブという事です。
2. 当法人とライオンズクラブ国際協会とは法的に別の組織であり、両者は共存共栄の関係です。

1 0 第 3R 第 3Z 東京ヒルズ LC 会長 L 梶原浩三

(意見又は質問)

第29条の役員報酬は具体的にどのような際に発生するのでしょうか。具体例を頂けますか。

(回答)

1. 役員の報酬は、基本原則として無報酬です。
将来的には検討の余地が残されていることを示したものです。

1 1 第 4R 第 1Z 東京隅田川 LC 会長 L 金澤 優

(意見又は質問)

充分、検討出来ませんでした。

(回答)

この機会に法人化についての知識を深めて頂き、良く検討していただければ幸いです。

1 2 第 4R 第 3Z 東京駿河台 LC 会長 L 田中富美夫

(意見又は質問)

1. 法人化には賛成します。
2. 事務局家賃の大幅削減には、一般社団法人 330-A 地区支援会との合併が必要とのことですが、合併の際、社員たる 330-A 地区の各クラブにはどのような負担が必要ですか。

(回答)

合併によって、各クラブに負担が生じることはありません。

1 3 第 4R 第 3Z 東京白門 LC L 星野紘紀

(意見又は質問)

1. 当クラブと致しましては現キャビネット機能を法人化する事については、それが可能であれば賛成です。
2. しかし、定款案において下記の点で疑問があります。

① 定款案第 7 条 (入社)

当一般社団法人の正社員として入社しようとする者は、入社申込書により申し込むものとし、入社は、社員総会の承認を得なければならないと定めていますが、申し込みをしないクラブは 330-A 地区の中で如何なる位置付けとなるのでしょうか。

② 定款案第 6 条 (社員)

第 3 項において地区ガバナー及びキャビネット幹部は「個人社員」として当法人の正会員とする旨定めていますが、この事は当法人の外に従来通り 330-A 地区ガバナーが存在する事を認めているもので法人化を自ら否定することになるのではないのでしょうか。

③ 定款案第 5 章 (役員)

定款案第 2 章 (目的及び事業) は現 330-A 地区キャビネットの目的、事業そのものを当一般社団法人の目的及び事業として取り込んだものですが、その執行機関として役員を選任し、また、当法人を代表して業務を執行する者として代表理事を選任する事が定められています。しかし、個人社員として正会員となった地区ガバナーが代表理事に選任される保証はありません。また、①で述べました通り当一般社団法人に参加しないクラブは代表理事 (ガバナー?) 選任に参加すら出来ません。

3. ガバナー＝代表理事と云う事の保証のない定款案ではないかと云う疑問と、1票差でガバナーが決まった過去の事実があり、ガバナーと代表理事の選任ベースが異なる事によりこの等式は成立しない可能性があり、その場合はガバナーと代表理事の二頭立ての組織となってしまう、このガバナー≠代表理事の不等式は必ず混乱が生ずると危惧する次第です。

4. 法人化メリットについて

一般社団法人の支援会の設立によって大幅な家賃節約効果は既に達成されて居り、現行家賃は新社団法人設立後も減価償却、固定資産税等の負担を考えれば法人化についての一義的なメリットでは無く、ガバナー≠代表理事の問題を解決することによって、始めて真の法人化が図られるものと考えます。

以上の疑問については委員会で既に解決しているかも知れませんが、与えられた定款案についての検討結果を報告させて頂きました。

(回答)

1. 法人への申込みをしないクラブは、法人の社員たる地位が取得されず、このクラブはこれまで通り 330-A 地区所属のクラブです。
2. 当法人の外に従来通りの 330-A 地区が存在します。したがって、そこで地区ガバナーが存在します。この事と法人の代表者たる理事長が存することとは矛盾いたしません。2つの組織が存在すると考えれば良いのです。
3. 後に組織規定を定め、期中に代表理事は現ガバナーが選任されると規定すれば良いことです。

1 4 第 6R 第 1Z 東京浅草 LC 会長 L 熊澤永行

(意見又は質問)

- ・法人化することにより、330-A 地区の構造が複雑、多岐に渉り、まるで国家の中核のような構造になりすぎてはいませんか？
- ・単一クラブはその地域によりその周辺のアクティビティーを行って来たのであり、本部の意向がどうあれ一勢に目を向け行動するのは在来クラブの特色ある ACT から逸脱して協力出来るか疑問である。
- ・ましてガバナー（理事長）が一年毎に変わるためこの構造、構成全体が変かすることは混迷を招くことにはなりませんか？

(回答)

1. 別紙 2019 年 1 月 11 日付 回答の通り（以下再掲します）です。

「さて、330-A地区の法人化に関して、貴重なご意見を賜り感謝申し上げます。

確かに、貴Lご指摘の通り330-A地区の構造が複雑になることは否定できません。

このことは、法人化することにより法律の規定に基づいて法的人格者となるための必要な部分でございますので、ある程度は止むを得ないと思われまます。ご理解賜りたいと存じます。

単一クラブにおけるこれまでの、各地域に向けたアクティビティは重要なことであり、法人化になってもそれは十分に尊重されますのでご安心ください。

ガバナーが毎年変わることに伴い、法人の理事長も交代することになりますが、しかしこのことにより法人の構造自体が変化するものではございませんので、混迷を招くことはないと思存じます。

尚、将来に向けて、法人の運営が軌道に乗るまでの間、キャビネット事務局に過分の負担をかけない為に、仮称「法人運営委員会」なるものを作って時のガバナー、或いは理事長をサポートして行く案も検討すべきというご意見もございますので、参考にしたいと思っております。

以上、貴Lのご意見に対してのご説明をさせて頂きましたが、今後さらなる疑問がございます場合には誠意をもって再説明をいたすつもりでございますので、ご連絡下さるようお願い申し上げます。」

1 5 第 6R 第 2Z 東京上野 LC 会長 L 片岡正光

(意見又は質問)

1. 昨年の年次大会で法人化に向けて協議を始めるとの事
2. 諮問委員会でも全く話を聞いていない
3. 故にクラブ理事会に於いても決議されていない
4. 又、大きな変化をする場合、キャビネット指導は当然と考えるが、ロードマップも何もなく、確認し既成事実の様に進める事は如何でしょうか。
5. 以上の点から、拙速と感ずるのは私だけでしょうか？

(回答)

この機会に法人化についての知識を深めて頂き、良く検討していただければ幸いです。

1 6 第 6R 第 2Z 東京上野東 LC 会長 L 小野隆子

(意見又は質問)

1. 法人化に対する認識の違い
昨年の 330-A 年次大会では、「ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区キャビネットの法人化推進」を承認可決されたと思っております。
330-A 地区を法人化する承認ではないと、認識しております。
2. 国際協会の承認を得て進めている事でしょうか？
3. 330-A 地区ニュース 10 月の法人化についてのページから
 - ① 将来新法人と支援会を合併させることにより家賃支払いがなくなりとありますが、各クラブ拠出の預託金はどのように処理されるのでしょうか？
 - ② 今後の予定では、2019 年春 新法人設立と明記されておりますが、予定変更は、ないのでしょくか？
 - ③ マーケティング・コミュニケーション委員会吉岡委員長の確認事項についての報告は、ないのでしょくか？
4. 他様々な疑問点多くあり、クラブメンバーに質問をされましても、私自身が不明瞭な為に答えられません。
当クラブ、または諮問委員会でも詳しい方を派遣していただくことは可能でしょうか？

(回答)

1. 法人化の承認は、次の年次大会でのテーマとなるでしょう。
2. 法人化は国際協会の承認を得るべき事柄ではございません。ただ世界の流れは、ライオンズの改革はなかならず法人化はその流れにあると理解しております。
3. 預託金は、法人化となっても、直ちに返還はされません。クラブの解散が要件です。
4. 法人化のデメリットは、事務量が増加することと、会議費が若干多くなる点でしょう。

1 7 第 7R 第 1Z 東京荒川 LC 会長 L 櫻井秀明

(意見又は質問)

法人化によりなんらか、通常活動に制限がかかるものは、何か具体例があれば教えてほしい。又通常の会計処理上変更あるか、あるとすれば何か具体例を教えてほしい。

(回答)

1. 法人化は、各クラブのこれまでの活動に全く影響はございません。

ただ将来、社員総会において多数決で決議された事項は遵守義務がございます。

18 第7R第3Z 東京光が丘LC 会長L青木祐寿

(意見又は質問)

今後の第二副地区ガバナー立候補者は公約として、法人化を推進・維持する事を遵守する事を誓約しなければならない。
以上が立候補条件となる事を明文化するべきと思います。

(回答)

1. 立候補者の公約として法人化を取り上げるか否かは当該立候補者の自由意思でしょう。条件として明文化することは困難だと思います。

19 第7R第3Z 東京ウィルLC 会長L目黒千恵子

(意見又は質問)

1. 目的 第3条について
2. 事業 第4条2項について
3. 第3章第6条3項について
4. 第4章13条について
5. 第5章役員 第23条2について
6. 同 第25条3について
7. 同 第29条について
8. 同 第31条について
9. 第7章 第44条について
10. 第8章 第51条 解散について
11. 第10章 補足 第55条について

キャビネット会議にて質問させていただきます。

(回答)

1. 法人化の対象は、330-A地区キャビネット事務と国際協会会則、複合地区会則に反しない範囲で330-A地区キャビネットが行っている業務の一部を対象と致します。

20 第8R第2Z 東京文京LC 会長L出井久之

(意見又は質問)

- ・第6条の社員(正社員)は何人なのか(正社員の数)
1クラブとすると約200名か

- ・第 12 条の議決権はクラブメンバーの数ではなく、クラブ数でなければ不公平
- ・第 14 条 2 定時社員総会はなぜ 2 回以内なのか←1 回でも良いのでは
- ・第 22 条 理事の数が 5 名～10 名とは少なすぎる
- ・第 26 条 役員（理事）の任期は 1 年ではなく 2 年
2 監事 の任期は 2 年ではなく 3 年
- ・第 42 条 会費は何の為に必要なのか

(回答)

1. クラブ社員は 200 名、個人社員は 11 名で計 211 名です。
2. 定時社員総会は、決算と事業報告の為に 1 回、予算と事業計画と人事の為に 1 回、以上最低 2 回は必要です。
3. 理事の数は、あまり多くなりますと業務執行の迅速性と経済性の面から良くございません。世の中の会社でも役員の数減少傾向がございます。
4. 任期は、キャビネット役員がワンイヤーであることから、それとの整合性をとりました。
5. 会費は、現在各クラブがキャビネットに支払っているものを指します。これと別のものを支払うことはございません。

2 1 第 9R 第 2Z 東京レスキューLC L 高橋長生

(意見又は質問)

1、法人化推進に対する認識と説明不足の問題

2018年4月14日の330-A地区年次大会に於いて賛成多数により承認可決されたのは「ライオンズクラブ国際協会330-A地区キャビネットの法人化推進」であって330-A地区を法人化する承認可決ではないと考えます、又当日の池田委員長の説明の中に「キャビネット事務局の法人化」と説明した部分もありました、地区とキャビネットとは本来、構成・目的が違うと考えます。

このような点から考えてもこの法人化問題は、組織連携・法人化推進委員会の内部だけで進められているように感じ、各クラブ・メンバーに対する説明不足であり330-A地区の皆が納得できるような説明会を更に開催されるべきである。又本件に関連する支援会の理事長の存在がないことも併せて申し上げます。

2、法人化によってクラブ主権が法人主権になる恐れ

各クラブは国際協会から認証を受け、国際協会の会則に則り「自由な運営と活動」をクラブに主権在を与えられています。

この「クラブ主権」が法人化されることにより「法人主権」に代わる恐れがあることを改めて考えていただきたい。

3、法人化によるキャビネット事務局経費（家賃）の推移について

「法人化によるキャビネット事務局は330-A地区自己所有と成り固定資産税・管理費のみになり事務局家賃の大幅削減は地区費値下げに繋がりに、メンバーの年会費削減と成る。と説明されておりますが、その削減の大きな要因は事務局を購入する際、資金の全てが330-A地区のメンバー・クラブが預託した返済期限なしの無利息の預託金で賄っているからです。

この預託金が原資となっているため賃料がなくなるということです。支援会が合併され法人化が推進されるということは、預託金受託者が消滅することですから、少なくとも預託クラブに対し預託金は全額返還するべきかと思えます。

4、預託金について

「預託金の返還は、クラブが解散することが要件となっているためクラブの解散がない限り、変換する必要がないというのが大前提である」と説明していますが、個人の預託金返還理由は預託金を預託した者と預託しなかったものとに不公平が生ずる、との理由で地区の一般会計余剰金から4,700万円を支援会に預託し返還しました。

不公平さの原則を述べるならば預託クラブに対しても返還するべきで、もし預託金受託者の330-A地区支援会がなくなるとしたならば、なお更返還するべきかと考えます。

(回答)

1. 法人化の問題は、細川ガバナ一期において1年に亘り検討を致しました。その結果を踏まえまして細川期ではGOサインが出され、法人化は検討の段階から推進の段階に入りました。

今井期では、これまでの審議を経て、法人化推進委員会を設置して、法人設立のための準備手続が開始された。

その結果まず初めに定款案が昨年初夏に作られまして、2018年8月29日第1回会長会において開示されて、各クラブで会長に定款と法人の組織図が詳細に説明されました。

続いて、2018年11月12日第2回キャビネット会議においても、各位に定款と組織図を交付して詳しく説明を行いました。

他方、330-A 地区の機関誌にも同じものが掲載されて全メンバーに周知を図りました。

さらに 2018 年 12 月中旬には、330-A 地区キャビネットから各クラブ会長宛に定款と組織図を配布して周知を図るとともに質問や意見を求める手続を行いました。

2. 2019 年 1 月 28 日臨時キャビネット会議において新法人の定款と組織図が公布されて、これに基づくキャビネットとしての質疑応答の機会を持ちました。

2019 年 3 月 14 日第 2 回会長会の開催を予定しており、これに関して、各クラブからの質問、意見に対する回答を作成中であります。

今後の予定は、今井ガバナーの決断によりますが、2019 年 4 月 13 日（土）年次大会・代議員総会において新法人設立のご承認を頂くことが求められているところでございます。

3. 法人化となってもこれまで通りクラブ主権は尊重されるので、全く心配はございません。
4. 法人化と支援会との合併が生じて、各クラブが拠出した預託金の返還は発生いたしません。預託金返還義務は、新法人に引き継がれます。

2 2 第 10R 第 2Z 東京三軒茶屋 LC 会長 L 福島和正

(意見又は質問)

定款に記すべき事項ではないかもしれぬが、財産（特にクラブからの預託金）受け渡しについて何も無いのはおかしい。新しく出資を募るわけではないので、何か記されている必要が有ると感ずる。

地区ニュースで事務局経費（家賃）が下がると記しているが、今後増えると予想される人件費や役所手続き費用も含めてトータルに下がることを目標にしないと、クラブメンバーに対する誤魔化しになるので留意願いたい。新法人の予算案はいつメンバーに開示されるのであろうか？それが提示されないで設立承認決議の賛否など問えるはずがない。

(回答)

1. 預託金の件は、定款の規定とは関係がございません。
2. 法人化は家賃支払いが無くなりますが、12.5 万円の管理費や固定資産税が発生します。また、事務量が増加するので人件費の問題も考えられますが、当分の間、ガバナーの了解の下に「法人運営の委員会」を設置して我々メンバーがこれに当るようにしたいとも考えております。

2 3 第 10R 第 2Z 東京自由が丘 LC 会長 L 上岡猛

(意見又は質問)

1. 第 4 条 (1) の 2 行目の「受領し」は、いかにも表現が不適切であり、せめて「受けて」と訂正すべきである。
2. 第 6 条第 3 項と第 7 条について
 - (イ) 第 6 条第 3 項と第 7 条を率直に理解すれば、準地区ガバナーなども個人社員となる時は社員総会の承認を受けることになるがそれで良いか。
 - (ロ) 第 6 条第 3 項の最終行の「者も」の「も」は追加的表現であるが他に個人社員の規定はない。内容または文脈的に不適切である。
3. 第 8 条の会費は、準地区費とは別か、また、地区ガバナー、委員長などの個人も支払うのか。
4. 第 2 4 条の役員を選任について
キャビネット役員との乖離は望ましくない。
たとえば、代表理事は理事会において選任するのではなく、代表理事には準地区ガバナーが当たるとすべきではないか。他の役員についても同様に考えるべきではないか。

(回答)

1. 受領し とは、情報をしっかりと受け取る点を強調したものです。
2. 社員総会は、法人の最高決議機関です。
3. 「者も」の「も」は、クラブ社員の外に特に特定の地位にある人も個人社員として認めるとの意である。
4. 会費支払い義務者は、クラブ社員だけであり、個人社員は義務がございませんので、変更いたします。
5. 一般社団法人法の規定からの要請です。

2 4 第 11R 第 2Z 東京杉並東 LC 会長 L 中村和男

(意見又は質問)

- 第 1 章 法人名称
- 第 2 章 目的、事業、事業年度
- 第 3 章 社員
- 第 4 章 社員総会
- 第 5 章 役員
- 第 6 章 理事会

第7章 計算

上記承認いたします。

(回答)

賛成のご意見、ありがとうございます。

25 第11R第3Z 東京新宿東LC 会長 L谷口博一・L竹本裕美

(意見又は質問)

1. 第4条(1)「必要があればこれを当準地区に速やかに伝達し」とあるのを「必要があればこれを当準地区内のライオンズクラブに速やかに伝達し」と訂正すべきである。
2. 第7条については、本来、クラブが国際協会から認証された時点で準地区の構成員となると考えると、国際会則と矛盾することになるが、基本的な考え方として330-A地区自体の法人化とはいうものの、日本法に基づいて330-A地区内の全てのクラブが法人を設立するというだけで、国際協会に属する準地区自体の法人化とは異なるものと考えればやむを得ないとも言えるのであり、今回の法人化の基本的なコンセプトについて充分説明を要すると考える。
3. 第9条(1)及び第10条については、クラブが勝手に退会することができる(理事会の承認は必要であるが)というのは国際付則と矛盾すると思われる。2で記載したとおりの考え方により、これらの規定をそのまま残す方法もあるが、できれば国際付則第11条第6項に合わせて第9条(1)を「ライオンズクラブ国際協会を脱退したとき」と訂正するがよいと考える。この場合は第10条を削除することになる。
また、第9条(3)は、当該ライオンズクラブがライオンズクラブ国際協会から認証状を取消されたときとすべきである。
4. 第11条についても、準地区がクラブを国際協会による認証状の取消以外の方法により準地区から除名するというようなことができるのかということが問題となる。この点でも2で述べた基本的な考え方、コンセプトをどう考えるのかと関連するところである。
また、正社員の除名の規定は第14条(6)にも存在するので同様に議論が必要である。
5. 第13条については、準地区の年次大会との関係をどう考えるのかによって意見が分かれることになる。準地区の年次大会とは別に法人としての社員総会を行うというのであればこの規定のままでもよいということになるが、それでは準地区自体を法人化したことにはな

らないのであり、やはり 2 で述べたように基本的な考え方を全クラブに周知させた上で議論すべきである。

第 20 条 についても同様の問題がある。従来書面による議決権行使は認めていない。

6. 第 24 条.2 については、代表理事の選任方法が問題となる。代表理事はガバナーが就任することが予定されていると思われるが、この規定によればガバナーが代表理事に選任されない可能性を残すことになる。
7. 第 33 条 (2) については、準地区の規則の制定、変更及び廃止が年次大会やキャビネット会議によらずに理事会の決議でできてしまうのではないかとの疑問が残る。設立された法人にのみ適用される規則であると説明されると思われるが、準地区の規則との区別ができるのか大いに疑問が残るところである。
8. 第 53 条については、当法人が解散し、権利能力なき社団としての 330-A 地区に戻す場合、残余財産を 330-A 地区に移せないという問題がある。
9. その他種々の問題があるが、この法人化は国際協会が認める準地区である 330-A 地区それ自体を法人化するのではなく、330-A 地区内の全クラブによって日本法に基づき法人を立ち上げ、一般社団法人 330-A 地区支援会の財産を移し、キャビネット事務局の機能を持たせると共に、設立させた法人によって奉仕活動もできるようにするとの基本的な考え方を周知徹底した方がよい。

(回答)

1. 当準地区とは定款 3 条で、330-A 地区を指すから、ここに情報を伝達すれば、結局地区内のライオンズクラブに伝達されます。
2. 法人化は、330-A 地区自体をそうするものではございません。法人が設立されても国際協会の下にある 330-A 地区という組織が無くなるものではございません。将来的に、330-A 地区が行っていた業務の一部を（移管の可能なもの）法人に移すことがあるかも知れませんが、組織としては 2 つのものが共存共栄致します。
3. 国際会則・附則と今回の法人化とは必ずしも関連しておりません。法人化は、日本法と定款の規制がございますので、退会の自由も保障されております。
4. 定款第 9 条 (3) は、「認証状の取消」に変更いたします。
5. 基本的な理解としては、準地区の年次大会と法人の社員総会とは別物であり、同時に開催する事には無理がございます。

6. 組織規程を作って、代表理事にガバナーが選任されるよう定める予定です。

2 6 第 11R 第 3Z 東京早稲田 LC 会長 L 矢口実

(意見又は質問)

定款(案)に関することについては、専門家ではないので特に意見等はありませんが、そもそも論的な質問があります。

330-A 地区を一般社団法人化するメリットとして、現在月 45 万円(年 540 万円)の家賃負担が月 12.5 万円(年 150 万円)に削減されるとあります。が、現在ライオンズクラブの年次大会は期(事業年度)が終了(毎年 7 月末日)した後ではなくて、その前に実施されております。これは国際大会のスケジュールと、それに伴う決議(ガバナーエレクトの選出等)の為に、一般社団法人化を実施した後も変更は困難であろうと思われます。

さて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の第 36 条 1 項には、「定時社員総会は、毎業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。」とされています。そうすると、現状では期(事業年度)の終了後、10 ヶ月近く経った後に開催されている年次大会を定時社員総会とすることで良いのか?という疑問があります。これが社会通念上「一定の時期」と認められるならば問題はありませんが、もしそれでは間が空きすぎるから、年次大会以外に期(事業年度)の終了後 2~3 ヶ月後に別途定時社員総会を開催する必要があるとなると、その費用はどの程度掛かるのか?家賃の差額分(目論見で年 390 万円)で賄えるのか?という点です。

(回答)

1. 今般の法人化は、これまでの 330-A 地区全体を法人化するものではございません。
その対象は、330-A 地区キャビネット事務局と国際協会の会則・複合地区会則に違反しない範囲内の 330-A 地区の業務の一部です。
したがって、法人化が現実してもこれまでの年次大会やキャビネット会議は存続します。
これらの組織と法人の社員総会や理事会とは別物であり、法人は法人法の規定と定款の規定に従って、業務執行を行うこととなります。

年次大会と社員総会が同時開催されるか否かは、双方タイミングの問題と経済性の問題とのからみで決められるものでしょう。

その費用は、試算されておられませんので明らかではありません。

27 第13R第1Z 東京昭島LC 会長 L 関飛雄一

(意見又は質問)

- (1) 一般社団法人は、どこからどこまでの範囲を法人化されるのでしょうか？
- (2) クラブが一般社団法人への入会を拒否した場合、どのようになりますでしょうか？クラブが一般社団法人から脱退を申し出た場合、ライオンズクラブを継続することは可能でしょうか？
- (3) 一般社団法人化して不動産を購入することにより各クラブへの地区会費は何円下がるのでしょうか？また、いつから地区会費が下がるのでしょうか？
- (4) 前キャビネット事務局の不動産を購入した際に集めた出資金の返済や愛の泉基金への返済は、いつどのように返済されるのでしょうか？

(回答)

1. 大変良いご質問です。このご質問は、1月28日臨時キャビネット会議において、地区GLTコーディネーター佐久間洋一Lから出されました。法人化の対象は、330-A地区キャビネット事務局と国際協会の会則・附則並びに複合地区会則に違反しない範囲内の330-A地区の業務です。誤解してはいけないのは、法人が実現しても、これまでの330-A地区は当然存続しておりますし、その業務範囲がどのようになるかは予測できませんが、当面現況が大きく変わることはないと思います。
2. クラブが入社を拒否したら、入社を強制できませんので、そのクラブは従来通り330-A地区にとどまります。また、脱退したクラブは、元の330-A地区に戻ります。理論的には以上ですが、現実的には入社しないクラブは、法人主催の事業に参加できませんのでご不便かと思えますし、入社したことによる各クラブは特別のデメリットは生じませんので、全クラブの参加を希望いたします。
3. 法人化によって新法人が不動産を取得しても、そのことのみによって自動的に会費値下げが発生するものではございません。

地区会費の値下げ問題は、年次大会と法人の社員総会の決議が必要となりますでしょう。

4. 支援会が集めた各クラブからの出資金は、クラブ解散によって返還します。この条件は新法人に移行しても変わりません。

次に愛の泉基金は、2018年の年次大会分科会の要請を受け入れて、昨年全額返済しました。

28 第13R第2Z 東京田無LC 会長L一瀬晴雄

(意見又は質問)

- ① 第5条の「ただし」以下の「本法人成立の日から」は、「本法人成立の日に始まり」ではないか。(本文と平仄を合わせて)
- ② 第6条3項の最後の行にある「正会員」は、「正社員」の誤りではないか。
- ③ 第9条(3)の「当該ライオンズクラブが」は、「正社員たるライオンズクラブが」と表示するのが表現として良いのではないか。

(回答)

1. 第5条 ただし書に「始まり」の文言を入れます。
2. 第6条 正会員を「正社員」に変更します。
3. 第9条 当該を「正社員たる」に変更します。

以上